

栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地

暫定活用事業提案

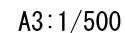
資 料 集

平成30年10月

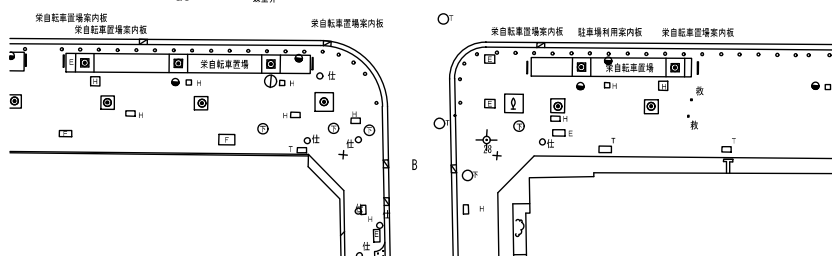
名古屋市

<目 次>

資料1	現況平面及び事業対象区域図・・・・・・・・・・	P 1
資料2	道路改修及び駐輪場計画図・・・・・・・・・・	P 2
資料3	施設写真位置図・・・・・・・・・・	P 3
資料4	路面嵩上げ範囲図・・・・・・・・・・	P 4
資料5	工事に関する注意事項・・・・・・・・・・	P 5～8
資料6	管理業務仕様・・・・・・・・・・	P 9～21
資料7	栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地 ネーミングライツ・パートナー提案要項・・・・・・・・	P 22～33
資料8	栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地 暫定事業提案に関する基本協定書（案）・・・・・・・・	P 34～36
資料9	歩行者交通量集計表・・・・・・・・・・	P 37



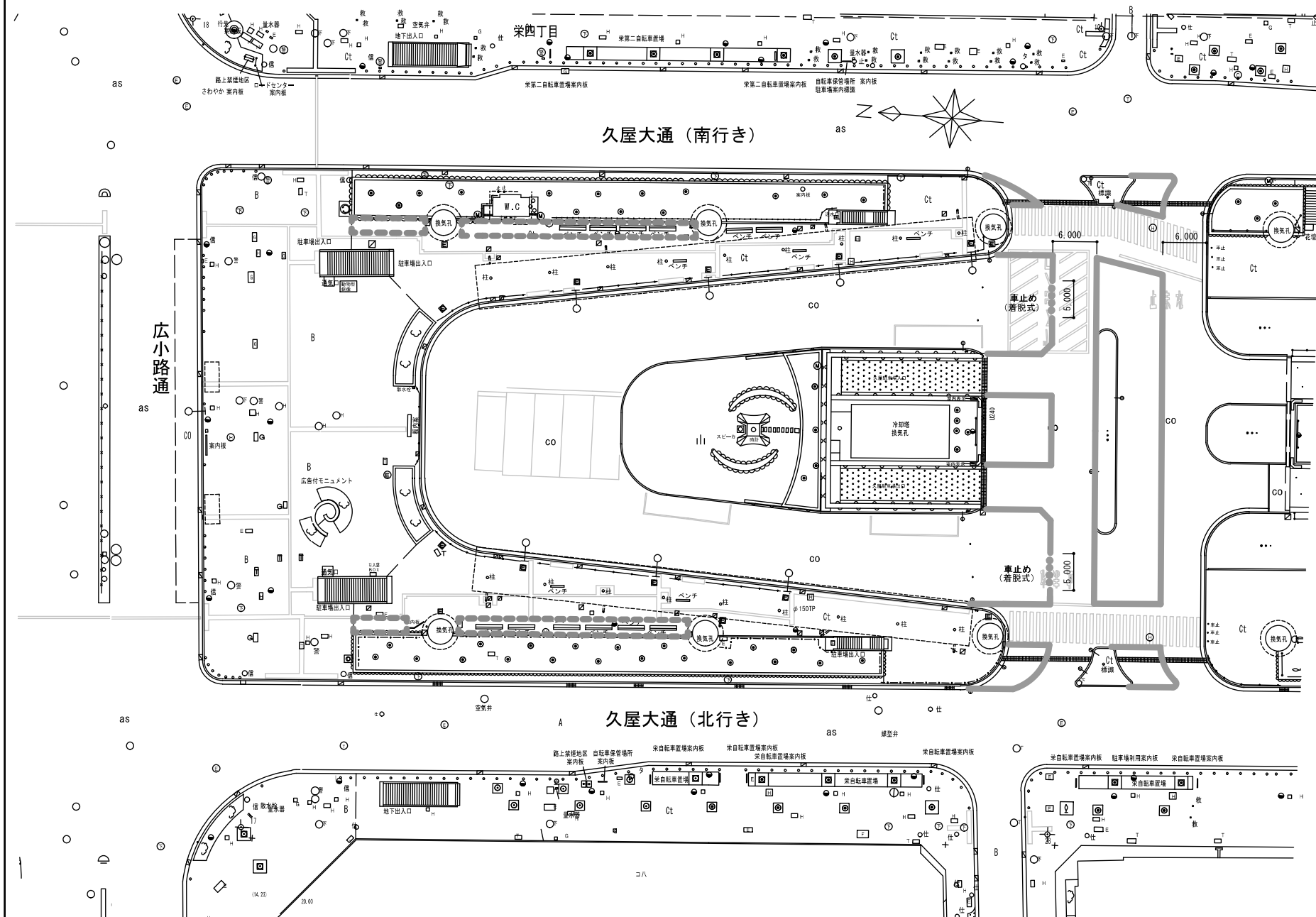
凡例																													
	平板ブロック	I L B 舗装	コンクリート舗装	Asファルルト舗装	電力柱・電柱	道路標識	電話ボックス	カーブミラー	駐車場	N T T人孔	警察人孔	消火栓	その他の人孔	下水人孔	止水井	集水坑	配電線路	ハンドホール	防犯灯	ガス人孔	U字溝蓋無	U字溝蓋有	萬木	柚樹	グレーチング側壁横櫓	鍛鉄積石	鑄鉄積石	法面	建塀



道路改修及び駐輪場計画図

道路改修計画（置基礎式ガードレール設置）
 臨時駐輪場計画
 道路改修計画及び駐輪場位置は、関係機関との調整により変更することもあります。

A3:1/500



施設写真位置図

①動物型銅像（撤去不可）



久屋大通
(南行き)

②通気口（撤去不可）



③公衆便所（市撤去）



④バス停留場上屋（市撤去）



⑤クスノキ（撤去不可）



⑥臨時駐輪場（市移設）



⑦路面方位（撤去可能）

⑨バス乗り場案内（市撤去）



⑪広告付モニュメント（撤去可能）



⑫花壇（市撤去）



⑬木製ベンチ（市一部撤去）



⑭金属製ベンチ（市撤去）



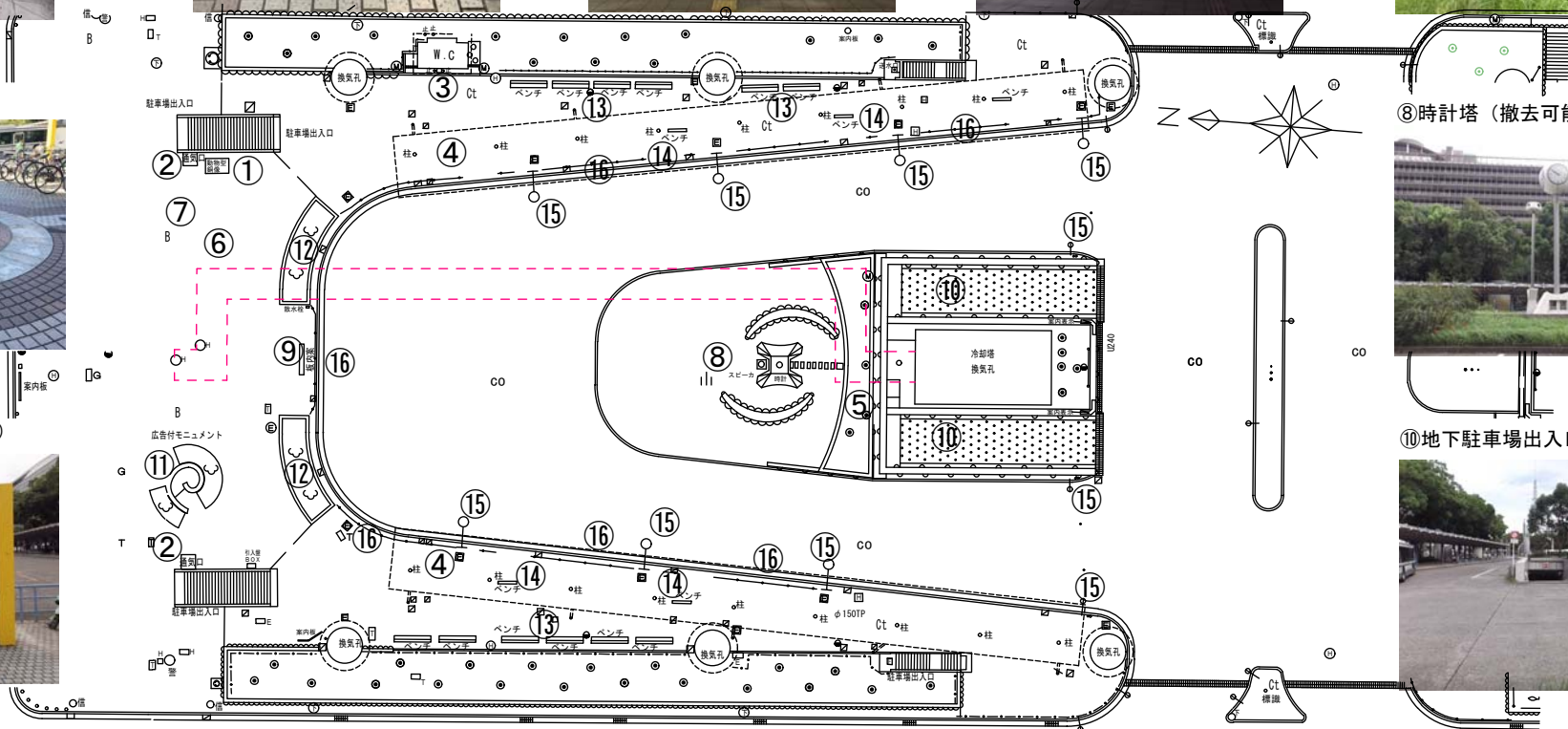
⑮バス関連標識（市撤去）



⑯防護柵（市撤去）

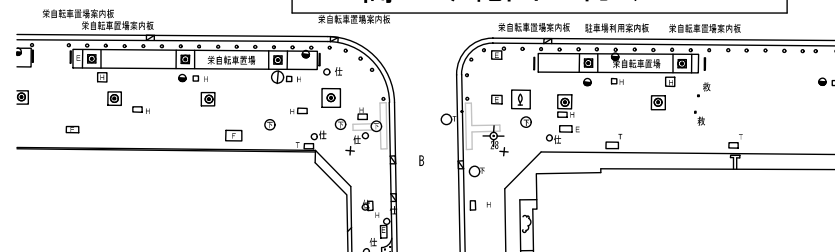


地中部の冷却塔配管等を示す。（移設・撤去不可）
上部に建築物を設置できません。





凡例		B	00	As as			(鞋)			M O	仕 O	Z		H	e e		...															
	平板ブロック	I L B 舗装	コンクリート舗装	アスファルト舗装	電力柱・電立柱	道路標識	電話ボックス	カーブミラー	駐車場	N T T 人孔	警察人孔	消火栓	その他の人孔	下水人孔	止水弁	集水坑	配電線路	ハンドホール	防犯灯	ガス人孔	U字溝蓋無	U字溝蓋有	高木	植樹帯	グレイチング側溝壁	擁壁	鉄積	石積	舗装	築面積	法面	建造物



●工事に関する注意事項

【共通事項】

○施工条件

（設計施工に関する基本事項）

- ・栄バスターミナル跡地における工事は、周辺通行者から常に注目されていることを認識し、周辺通行者に対して影響の少ない工程・工法を採用するとともに、作業時には周辺通行者の安全、安心の確保を強く意識して施工すること。
- ・園内での工事は、できる限り平日に施工するものとし、公園利用者が多い日曜・祝日等は施工を休止すること。また、車両の乗り入れを多く必要とする作業及び大型車両を使用する作業は、原則平日の施工とすること。ただし、現地管理者である名古屋市都心まちづくり課（以下「都心まちづくり課」という）と協議の上やむを得ないと認められた場合は、この限りでない。
- ・工事時間は、原則９：００～１７：００とする。やむを得ず作業時間の延長等が必要な場合、事前にタイムスケジュールを提出し、都心まちづくり課の承認を得ること。
- ・低騒音、低振動工法の採用を検討すること。また、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づく建設機械を使用すること。

（車両乗り入れについて）

- ・車両の園内乗り入れは、既存の乗り入れの利用を基本とし、使用する車両サイズ・重量等により公園施設の破損が懸念される場合には、適切な養生・補強等を行うこと。また、別途工事乗り入れ箇所が必要な場合は、関係各所と十分に調整したうえで、その費用を事業者が負担することにより、現状復旧を原則として設置することができる。

○周辺施設への工事広報等

- ・工事において周辺自転車駐輪場や地下駐車場等に影響がある場合は、施工に先立ち、事前に施工時間・順序・方法等について、各施設管理者等及び都心まちづくり課と協議するとともに、利用者等にPRすること。

○施工中の安全確保

- ・工事の施工にあたっては、事前に安全対策を都心まちづくり課と協議し、確実に実施するとともに、公園利用者の通行を妨げないよう十分注意すること。
- ・施工管理、安全管理、工程管理等を行う監理技術者を配置すること。また、施工体制台帳及び施工体系図を工事着手前までに都心まちづくり課へ提出し、承認を受け

たものを掲示すること。

- ・ 工事は、原則として平成31年7月1日に、事業対象区域全体を仮囲いし、仮囲い内で施工すること。

○交通安全管理等

- ・ 搬出材料及び土砂等の搬送計画、並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と充分打合せのうえ、交通安全管理を行うこと。また資材等の輸送にあたっては、優良な業者を選定し過積載など違法運行をしないこと。
- ・ 重機の搬入、搬出及び資材の搬出入時等には、誘導員を配置すること。
- ・ 道路の通行規制をする場合、通行者が混乱しないよう、分かりやすい工事案内、通行案内等を行う計画を立案し、都心まちづくり課の確認を受け、土木事務所及び交通管理者等と協議し施工すること。

○環境保全等

- ・ 工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守するほか、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように周辺環境を保全すること。

○設計施工に対する適用基準類

（埋戻材として利用する建設発生土の品質基準値）

- ・ 本工事及び他工事から生ずる建設発生土を埋戻材として利用する際の品質基準値は、下記の規定に適合するものとする。

ア 木片、金属片、布、コンクリート塊、アスファルト塊等の異物を含まないこと。

イ 品質規格は、表－１の基準に適合するものとする。

表－１ 建設発生土の品質規格

項目	基準値	試験方法
土質区分	第1 種、第2 種建設発生土 ※1	JIS A 1228 締固めた土のコーン指数試験法 （1 層毎突き固め回数 25 回） ただし、使用数量が省略限度 （100m ³ ）以下の場合は、目 視によるものとする。
発生土CBR ※2	8 %以上	JIS A 1211 CBR 試験法（締固めた土のBR 試験法）
最大粒径	50mm 以下	JIS A 1204

75 μ m ふるいを 通過する質量百分率	25%以下	土の粒度試験
------------------------------	-------	--------

※1 国土交通省（「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令（平成13年国土交通省令第59号）」「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用促進に判断基準となるべき事項を定める省令（平成13年国土交通省令第60号）」）において規定する第1種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるもの）及び第2 種建設発生土（砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの）をいう。

※2 試験方法は、JIS A 1211 と同じであるが、緑政土木局請負工事品質管理基準で規定するものとの整合を図ったものである。

- 建設発生土の品質管理及び品質検査は、緑政土木局請負工事品質管理基準の規定によるものとする。

（機密情報取扱業務について）

- 機密情報取扱業務の一部を第三者へ委託する場合は、再委託申請書を提出し承諾書の交付を受けるものとする。なお、文中の「受注者」を「事業者」、「発注者」を「名古屋市」、「監督員、検査員」を「都心まちづくり課」に読み替えるものとする。

（舗装切断時に発生する濁水の処理）

- 舗装切断時に発生する濁水の処理については、舗装切断時に発生する濁水の処理に関する特記仕様書（名古屋市緑政土木局）に基づき処理するものとする。なお、文中の「請負者」「元請業者」を「事業者」、「監督員」を「都心まちづくり課」に読み替えるものとする。

（諸経費について）

- 建設工事中の光熱費、現場事務所に要する費用等をはじめとする諸経費については、事業者で負担すること。なお、事業者の負担する諸経費の詳細については、平成29年版公共建築工事積算基準（財団法人 建築コスト管理システム研究所）を参照すること。

○その他

- 施設配置、設計にあたり、必要があれば栄バスターミナルに関する既存資料の貸し出しは可能であるが、資料によっては現地との不一致も確認されているため、使用にあたっては十分注意すること。
- 公園施設、埋設されているライフライン及び冷却塔配管等を損傷しないように施工してください。万一、施設を破損させた場合には、都心まちづくり課に連絡し、必

要な応急措置を行うとともに、事業者の費用負担により現状復旧を行うこと。復旧については、都心まちづくり課及び施設管理者の指示に従うこと。

【管理許可施設】

○設計施工に関する基本事項

- 工事に先立ち、設計図面、設計報告書、施工計画書、使用材料、工事施工に必要な法令手続、その他都心まちづくり課が必要と認める各種資料については、必ず承認を受けること。承認を得ず工事を行うことは一切認めないほか、承認の無いまま工事を行った場合は、その部分をすべて取り壊しのうえ承認後に再施工とする、もしくは買い取り対象から除外することがある。
- 舗装の構成は、土木工事標準構造図に準ずること。
- 適宜、工事の中間確認を行うために必要な資料や検測機材等を用意すること。

【設置許可施設】

○ライフラインについて

- 設置許可施設へのライフラインは、事業者負担にて周辺の管路から接続、もしくは園外から引き込むこと。
- 水道管は、水道配水用ポリエチレン管（引張降伏強度204kgf/cm²以上、外径／厚さ＝11）又は硬質塩化ビニル管（JIS K 6742）とすること。
- 下水道管は、硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）とすること。
- 電気配管は、波付高質合成樹脂管（FEP）とすること。
- 使用するガス管は、ポリエチレン管（JIS K 6774）とすること。
- 各種ライフライン頂部と路面との距離は、原則0.6m以上確保することとする。

【その他】

- 施工状況の確認、建設副産物の適正処理については、最新の「名古屋市緑政土木局土木工事標準仕様書」によること。

●管理業務仕様書

1 管理業務の内容

業務にあたっては、関係法令を遵守し、職務に必要な知識を持ち、利用者等に安心感・信頼感・満足感を与えるように留意すること。管理業務は事業者の負担にて実施すること。

(1) 魅力向上事業の実施

栄バスターミナル跡地の活用事業は、単なる暫定的な公園整備、管理運営にとどまらず、平日も含め、多くの市民や観光客が集い、楽しむ、集客交流拠点として活用することを期待しています。そこで、立地特性を活かしたイベント等の開催やプロモーション活動など、当該地区の魅力を増進するためのソフト事業（営利目的の事業は除く。）を提案すること。

魅力向上事業に期待する効果及び提案条件を下記に示すので、留意した事業を実施すること。なお、事業の実施にあたっては、事前に市と協議すること。

ア 魅力向上事業として実施する業務

(ア) イベント等の実施

イベント等の企画・実施又は誘致を行うこと。

ただし、イベントの企画・実施等を検討するにあたっては、当該施設が公平性・安全性という公の施設としての重要な要素を有していることを鑑み、公園利用者全体に対して適切かつ確実なサービスが提供できるようにするとともに、事業者によるイベント等が当該施設を独占的に利用することにならないよう実施回数等に配慮すること。

また、市がイベント等を実施する場合、広場を優先的に使用することがあるため、協力すること。

(イ) 連携事業

久屋大通公園内の他の広場で開催されるイベント等の情報を共有するなど相互に連携を図るとともに、市が構成員となる団体と連携してイベント等に取り組むことができるように配慮して企画・調整し、事業を実施すること。

(ウ) プロモーション活動（広報・宣伝）

ホームページ等各種媒体を通じて施設・イベントの情報を発信し、認知度の向上に努めること。

(エ) その他魅力向上につながる事業

その他魅力向上につながる事業を検討のうえ、実施すること。

(2) 施設等の維持管理業務等

公園施設の維持管理にあたっては、常に良好な状態を保つように努めること。なお、管理許可施設の整備内容によっては、管理する対象の施設が存在しない場合があるが、その場合は当該項目の管理業務は不要とする。

ア 基本管理

(ア) 巡視

- a 園内巡視を行い、施設の安全面、衛生面、機能面が確保されるように努め、不具合等が発見された場合は、必要な措置を施すとともに、不具合等の発見・措置内容を記録し、適宜、市に報告すること。
- b イベント等で、事業対象区域と隣接する駐輪場の自転車が乱雑に駐輪されている場合、駐輪場の自転車整理に努めること。

(イ) 警備

園内を巡回し、公園の不適正利用を未然に防ぐとともに、異常事態発生時に適切な処置を行うこと。ホームレスに関連する物件の確認をすること。警備内容の詳細は、別添「警備特記仕様書」を遵守して行うこと。

(ウ) 清掃

- a 園路・広場・樹林地・芝生広場・花壇・特殊植物区等のゴミを除去し、清掃すること。なお、ゴミ拾いは適宜行うこと。
- b 活動団体等の市民活動により発生したゴミ袋の回収並びに袋集積地付近のゴミ拾いを行い、分別すること。また、市の定める様式により、ゴミ袋の回収数量を市に報告すること。
- c 台風・落葉等によりゴミが発生した場合は速やかに除去すること。
- d 落葉清掃については、落葉期には頻度を高めて清掃すること。
- e イベント時には、大量のゴミが発生するので適切に対応すること。また、園地隣接道路等についても市と協力し適宜清掃すること。
- f ホームレスの対応に伴う物件の撤去・処分や清掃（特別清掃）は市の指示に従い実施すること。
- g ゴミの処理については、事前に処分方法や処分先等を市に確認し、適正に処分すること。

(エ) 除草

- a 機械式除草又は抜取除草を適宜実施すること。
- b 薬剤除草は行わないこと。
- c 草類はリサイクルに努め、適正に処分すること。

(オ) 定期点検

施設ごとに所定の規定に基づき定期点検を実施し、補修を要するようであれば速やかに処置を行うこと。

イ 施設管理

「公園施設の安全点検に係る指針（案）（国土交通省）」を遵守して日常及び定期的な点検を実施し、点検記録書を作成すること。ただし、個別に指針・基準等がある場合は、それに従うこと。

点検記録書は市からの求めがあれば提出すること。施設の変状及び異常があった場合は、使用中止や修繕などの応急処置を行い、点検記録書とともに市に報告すること。

市から定期点検結果報告の依頼があった場合は、指定の様式で市に報告すること。

(ア) 園路・広場（置基礎式ガードレール含む）

来園者の安全・快適な環境づくりのため、日常及び定期的な点検を実施するとともに補修を要するようであれば、速やかに処置を行うこと。

(イ) 給水施設

来園者の安全・衛生や、植物管理、水景施設管理のため、日常及び定期的な点検を実施するとともに、補修を要するようであれば、速やかに処置を行うこと。

(ウ) 排水施設

良好な排水機能を確保するため、側溝・管渠・樹類等の日常及び定期的な点検や、流入堆積した土砂等の清掃を行うこと。補修を要するようであれば、速やかに処置を行うこと。

(エ) 電気施設（照明施設・放送設備）

来園者の安全・快適な環境づくりのため、日常及び定期的な点検を実施するとともに、ランプ等消耗品の取替え等を適宜行うこと。補修を要するようであ

れば、速やかに処置を行うこと。

なお、電気施設の運転・管理・保守は、必要な知識及び豊富な経験・技能を有する技術者が実施すること。

点検の都度、点検実施者に異常の有無の聞き取りを行い、異常の報告があった場合は速やかに対応するとともに、市に報告すること。

(オ) 工作物

案内板やベンチ等は、来園者の安全確保・快適な環境づくりのため、日常及び定期的な点検を実施するとともに、必要に応じて補修等を行うこと。更新の必要が生じた場合は、景観に合ったものを選択すること。

また、寄附物件等の補修を行う場合は、その都度市と協議すること。

(カ) 遊戯施設

遊戯施設等については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」を遵守し、利用者が安全・快適に使用できるよう日常及び年1回以上の定期的な点検を実施するとともに、必要に応じて補修を行うこと。

(キ) 水景施設

修景効果を高めるため、浮きゴミ清掃等日常管理を行うこと。また、来園者の安全・衛生に配慮した水質浄化等の維持管理を行うこと。

分電盤・操作盤・ポンプ・ろ過装置等設備全般については、専門業者による定期点検を行い、計画的に保守管理を行うこと。

臨時整備として、施設・設備等に不具合が生じた場合は、速やかに修繕を行い機能回復に努めること。

(ク) トイレ

トイレについては、適切に巡回して清掃を行うこと。また、突発的に目立つ汚れが発生した場合や、イベント時など多数の来園者が見込まれる時等は、利用状況に応じて回数を増やす等の対応を行い清潔な状態に保つこと。

トイレトイレットペーパー等消耗品は、事業者にて用意すること。

(ケ) 彫刻・モニュメント等

- a. 公園内に設置されている彫刻及びモニュメント等の適宜清掃を行うものである。
- b. 既存のモニュメントは広告付モニュメント及び時計台である。

(コ) その他の施設

公園施設の整備において、(ア)～(ケ)に該当しない施設を設置した場合については、当該施設の維持管理も実施すること。この場合、市と協議のうえ、適切な清掃、点検補修等の維持管理を実施するものとする。

ウ 植物管理

(ア) 樹木管理

a 剪定・刈込を実施すること。

特に、事業対象区域外まで伸びている枝及び冷却塔、照明灯等に対する支障枝（やごかき、歩道等の建築限界を侵す下枝剪定を含む。）や落下のおそれのある枯枝等を、樹木の健康状態に配慮しつつ必要に応じて剪定すること。

b 病虫害防除を実施すること。

c 施肥を実施すること。

d 臨時処置として、マルチング・支柱交換・補植・かん水・衰弱木撤去等を実施すること。台風・災害等で被害が発生した時は速やかに処理すること。また、必要に応じて、樹木診断を実施すること。

(イ) 草花管理

花壇・プランターの管理を実施すること。

(ウ) 芝生管理

芝生の管理を実施すること。

(エ) その他

剪定枝・刈込枝葉・草類は、リサイクルに努め、適正に処分すること。

(3) 行為許可の受付に関する業務

ア 行為許可の取り扱い

行為許可（名古屋市都市公園条例第4条第1項第1号から第3号までの行為の許可をいう。）については、以下の業務を行うこと。

(ア) 本事業対象区域内での行為許可申請（新規・変更）及びその申請にかかる使用料の減免申請（以下「申請等」という。）については、事業者が受け付けるものとする。

(イ) 事業者は、条例、同条例施行細則等の規定に基づき当該申請等が適正であ

ると認められるものについて、申請等のために必要な関係書類（以下「申請書等」という。）を受領する。

- (ウ) 事業者は、前項の申請書等に副申を添えて、速やかに住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課へ送付する。
- (エ) 住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課長（以下「都心まちづくり課長」という。）は、その行為が公衆の都市公園の利用又は都市公園の効用を害しないものであると認められる場合には、許可を与えることができる。
- (オ) 都心まちづくり課長は、行為許可証及び納入通知書を申請者に送付するものとする。
- (カ) 都心まちづくり課長は、行為許可証の写しを事業者に送付するものとする。
- (キ) 事業者は、行為許可証を確認したうえで、当該行為を行わせるものとする。
- (ク) 事業者は、許可事項に係る現地での調整、指導を行う。

イ 行為許可受付

行為許可申請の受付は、事業者が案内窓口を設け、原則として、平日 8 時 45 分から 17 時 15 分までの時間帯は必ず行なうものとする。

公園利用者サービスの視点からは、土日休日も供用することが望ましい。受付可能日時を変更する場合は、事前に市と協議を行うこと。

(4) その他の業務

ア 市関係機関との連絡調整等日常業務の調整

- (ア) 市が出席を要請した会議等には出席すること。
- (イ) 関係機関との連絡調整を図ること。

イ 苦情等への対応

来園者からの苦情や、来園者間のトラブル等の発生時には、速やかに対応するとともに、苦情等の内容及び対応状況について日報等に記録し、市に報告すること。

原則として、行為許可申請受付時間中は、所長又は所長に代わって管理運営の責務を負うことができる者が、現地に於て公園利用者からの問い合わせ連絡を受けられる体制を取ること。

行為許可申請受付時間内外に関わらず、緊急の場合には、24 時間 365 日電話にて公園利用者及び市からの連絡を受けられる体制を取ること。また、公園利用者が分かりやすい位置に緊急の場合における連絡先を記載すること。

ウ 放置自転車の取り扱い

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 63 年名古屋市条例第 40 号）及び同施行細則（昭和 63 年名古屋市規則第 103 号）の趣旨に沿い市に協力すること。

（ア）本事業対象区域は、自転車等放置禁止区域内であるため、自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他の適切な場所に移動するように指導すること。

（イ）必要に応じて、事業者は、市と協議のうえ、放置自転車を撤去又は公園区域外に移動し保管すること。

エ 拾得物の取り扱い

管理対象区域内において拾得された拾得物について、関係法令等に基づき、適切な対応をすること。

オ 公園適正利用指導の業務

（ア）ホームレスの起居等により、公園の適正な利用が妨げられていると認められる時は、市に報告したうえで、現地管理者として適正な指導を行うとともに、市と協力して必要な措置をとること。

（イ）市の指示に従って物件の撤去・処分を行うとともに、新たな起居防止措置を講ずること。

（ウ）市から状況調査の依頼があれば調査・報告をすること。

カ 不法投棄の取り扱い

不法投棄と推測される物件を発見した場合は、市が定める「都市公園内放置物件処理規程」に基づき対応すること。

キ 放置自動車についての対応

放置自動車を発見した場合には、市が定める「公園内放置自動車処理規程」に基づき、警告書の貼付、警察署への照会及び市への報告等を行うこと。

ク 管理報告書の作成及び保管

1 日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等）や市民対応など特記事項を記した日報等を作成し、保管すること。

ケ 事業計画書、事業報告書等の作成・提出

事業者は、次のとおり、事業計画書、事業報告書等を作成し、市に提出する

こと。

(ア) 事業計画書等の作成・提出

次年度の事業計画書及び収支計画書を市が指定する期日までに作成し、市に提出すること。なお、作成にあたっては、市と調整を図ること。

(イ) 事業報告書等の作成・提出

事業報告書として次の書類を市に提出すること。記載する内容は以下のとおりとし、書式は、市と事業者で協議により定めること。

- a 利用実績（利用者数、利用率等）・・・月次、年間ごとに提出
- b 管理業務及び自主事業の実施状況・・・四半期、年間ごとに提出
- c 収支決算書（管理業務と自主事業とを区分したもの）等・・・年間ごとに提出

(ウ) その他資料の作成等、市が求める事項について、速やかに対応すること。

コ 事業者による管理運営についての表示

当該施設が事業者により管理運営されていることを示すため、施設出入口など外部からでも確認ができる場所に事業者の名称、連絡先を表示しておくこと。

2 自主事業

施設の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事等（管理業務として実施する催事等を除く。）を実施する事業、キッチンカーやワゴンショップなどを設置し公園利用者へのサービス向上を図る事業及びその他施設の機能増進や活性化につながる事業を、自主事業として行うことができる。事業者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ市と協議し必要な許可を得なければならない。その際、名古屋市都市公園条例に定める使用料は減免とする。自主事業の提案が先に述べた事業に該当しない場合や市が公園での実施がふさわしくないと判断した場合などは実施することができない。また、事業計画書において提案された自主事業の実施の可否については、事前にあらためて協議することとする。なお、自主事業の承認基準等については、別添「管理業務による催事等及び自主事業承認基準」を参照のこと。

警備特記仕様書

1 警備の目的

公園の適正な利用および良好な維持管理を確保するために公園警備を実施するものであり、ホームレスによる新たな小屋がけや荷物等の不法占拠、ゴミ等の不法投棄及び公園施設のいたずら、人に迷惑となる行為（特に騒音等）、違法露店、その他不適正行為等の報告及びそれを防止することを目的とする。

2 警備区域

管理許可区域内

3 警備内容

ア ホームレスによる新たな小屋がけ・テント張り等が予想される場合の適正な警告及び抑制

イ ホームレス・小屋がけ・荷物・無許可コンサート、無許可露天商等の確認及び適切な警告

ウ 公園の不適切な利用、他の利用者に迷惑のかかる行為、公園施設へのいたずら、ゴミ等の不法投棄、許可外駐車等の確認及び適切な警告

エ 異常事態が発生した場合の応急処置

オ 施設（水道、排水、トイレ、ゴミ箱、看板、照明設備、遊戯施設、水景施設機械室等）の異常の有無の確認

カ 樹木の異常、折れ、いたずら及び枯枝等危険が及ぶと思われるものに関する報告

キ イベント時の安全管理、群集による植え込みの損傷等の確認

ク 公園利用者及び催事等で発せられる騒音について、騒音計の計測等による適切な警告

ケ 巡回時に発生した陳情の報告

コ 公園内における野宿に対する警告及び抑制

サ その他市の指示による事項

4 警備期間および時間等

夜間警備 巡回を毎日適宜実施すること。

期間・時間帯：毎日・20 時～翌 7 時

昼間警備 巡回を適宜実施すること。

期間・時間帯：休日（土日祝日等）・7 時～20 時

上記の期間および時間帯にかかわらず、大規模なイベント時など多数の来園者が見込まれる時は、利用状況に応じて警備日数、回数や警備員の人数を増やす等の対応を行うこと。

なお、撮影機器の設置等により、公園の適正な利用および良好な維持管理を確保できる場合は、警備員の巡回を減らすことも市との協議により可能とする。

5 警備方法

原則、徒歩による保安巡回警備とする。警備員は1名以上とする。

6 警備報告

警備報告書を警備実施の翌日 9 時までに市（住宅都市局 都心まちづくり課）へ電子メール等で報告すること。報告様式は市の指示する様式とする。また、警備中に発見したもので、あとでは現認できないものについては、状況写真を撮影し、報告すること。

7 異常事態が生じた場合

異常事態を発見した場合は速やかに関係機関等に連絡をとり事態の収集に努めること。連絡体制については市と協議し決定すること。

管理業務による催事等及び自主事業承認基準

（目的）

第1条 この基準は、事業者が管理業務として行う催事、講習会及び展示会（以下「催事等」という。）並びに自主事業の実施に関して名古屋市（以下「市」という。）が承認する基準を定めることを目的とする。

（管理業務）

第2条 この基準における管理業務とは次のいずれかに該当するものをいう。

- （1）市と事業者が締結する協定書においてその実施を義務付けている催事等（自主事業として実施を義務付けているものを除く。）
- （2）その他協定書に定めはないが、市との協議により管理業務として催事等の実施が認められたもの

（自主事業）

第3条 この基準における自主事業とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- （1）協定書において、自主事業として実施を義務付けている事業
- （2）その他協定書に定めがないが、市との協議により自主事業として実施することが認められたもの

（経費の区分）

第4条 管理業務として催事等及び自主事業を行うにあたって、その経費は事業者が負担すること。

（事業者からの協議）

第5条 事業者は、管理業務及び自主事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、事前にその具体的内容、施設の配置計画、収支計画、公園利用者から徴収する参加料等を明らかにしたうえで市に対して協議しなければならない。ただし、管理業務として行う催事等のうちその詳細が協定書に定められ、市が協議不要と判断したものについてはこの限りでない。

（事業の承認における一般基準）

第6条 市は、前条の協議に対し、以下の全てを満たす場合に承認することができる。

- （1）事業日程及び事業規模が他の公園利用を阻害しない範囲であること。
- （2）事業の内容が公序良俗に反しないものであること。

- (3) 事業実施に関する安全性が確保されていること。
- (4) 第三者に対する賠償責任等、当該事業の実施に伴う一切の責任を事業者が負うものであること。
- (5) 事業の実施により、周辺の民間事業を圧迫し多大な影響を及ぼすものでないこと。
- (6) 原則として施設の構造等に影響を及ぼすものでないこと。
- (7) 不特定多数の公園利用者が広く利用若しくは参加できるものであること、又は利用者や参加者の選定について公平性が確保されていること。

(管理業務の承認基準)

第7条 市は事業者から管理業務として行う催事等の協議があったときは、前条に定める基準を満たすほか、以下の全てを満たす場合に承認することができる。

- (1) その事業内容が施設の設置目的に沿っていること。
- (2) 催事等において、その参加者から参加料等を徴収する場合、参加料等は著しく高額でないこと。

(事業内容の変更指示)

第8条 市は、管理業務として行う催事等の協議に対し、その事業全体又はその事業の一部について管理業務として承認できる内容に変更するよう指示することができる。

(自主事業の承認基準)

第9条 市は事業者から自主事業の協議があったときは、第6条に定める基準を満たすほか、以下のいずれかに該当する場合に承認することができる。

- (1) 施設の機能増進若しくは利用者サービスの向上に資する事業、又は公園施設や公園利用者への還元につながる事業
- (2) 公園利用者の便益に資する施設等の設置管理

(事業の承認)

第10条 市は事業者に事業の承認を行うにあたって、次に掲げる事項を明示して承認するものとする。

- (1) 協議のあった事業実施の可否
- (2) 事業の実施にあたり、必要となる法令上の許可等を取得すること

2 市は事業者から協議のあった事業のうち、その一部のみを承認することができる。

(承認の条件)

第11条 市は事業の承認にあたって必要に応じ条件を附することができる。

（実施報告）

第12条 事業者が自主事業を実施した場合は、参加者の状況、事業成果及び収支状況や収益の還元状況等を市に報告しなければならない。

栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地
ネーミングライツ・パートナー提案要項

1 概要

栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地暫定活用事業（以下「暫定活用事業」という。）提案と併せて、栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地のネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）の提案を受け付けます。

パートナーとなった暫定活用事業提案募集要項 5（2）に規定する応募法人、応募グループ（グループ内の 1 事業者も可能とする。）及び応募法人又は応募グループの協賛者（以下「法人等」といいます。）は、対象地に企業名や商品名等を入れた愛称を表示することができます。

2 募集期間

平成 30 年 10 月 31 日から 平成 31 年 1 月 16 日まで

3 対象地

栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地 （所在地：中区栄三丁目）

※資料 1 の事業対象区域参照

4 契約条件

（1）契約金額

パートナーの提案をする法人等からの提案金額とします。

なお、年額 100 万円以上（税抜き・千円単位）とします。

愛称の使用及び表示期間が 1 年未満であるとき又は当該期間に 1 年未満の端数があるときの契約金額は、当該 1 年未満の期間については、月割で計算します。この場合において、なお 1 月末満の端数があるときは 1 月として計算しますが、その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額とします。

（2）契約期間

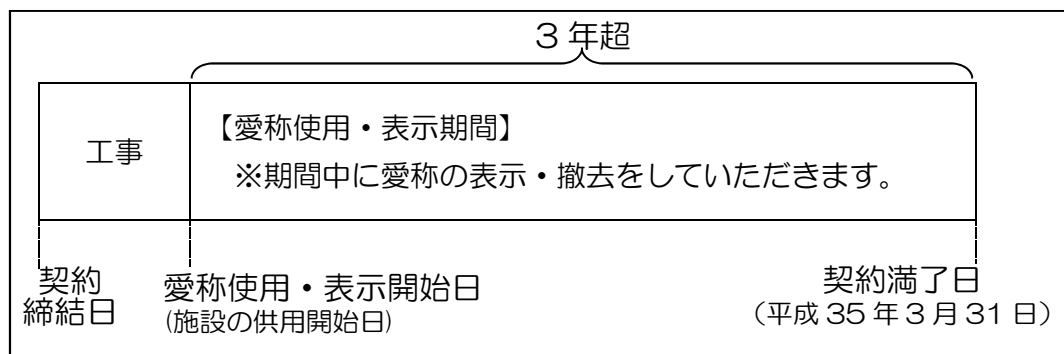
契約締結日から平成 35 年 3 月 31 日まで

（3）愛称の使用及び表示期間

施設の供用開始日から平成 35 年 3 月 31 日まで

※当該期間には、愛称の表示及び撤去に係る期間が含まれます。

(愛称の使用及び表示期間について)



(4) 愛称表示等にかかる諸経費の負担

施工等の費用は全てパートナーの負担とします。

(5) 詳細条件

別添「栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地ネーミングライツ契約書（案）」を参照してください。

5 愛称及び愛称表示

愛称及び愛称表示に係る条件は、次のとおりです。

ア 愛称としてつけることができるのは、パートナーの企業名（店舗名、業種名、企業ロゴも可）や商品名などです。

イ 一般に使用の目的が分かる呼称（例：〇〇広場、〇〇パーク）としてください。

ウ 提案された愛称の候補は、暫定活用事業提案評価委員（以下「評価委員」という。）会議で評価し、市が決定します。

エ 契約期間内の愛称変更は原則として出来ません。ただし、名称変更の必要性について特段の理由がある場合には、この限りではありません。

オ 既設の看板等への愛称表示や、新たに愛称を付した表示板を掲出することができます。新たに表示板を掲出する場合は、都市公園法第5条第1項の公園施設の設置の許可が必要になります。この場合、設置許可使用料は免除します。

カ 表示場所、サイズ、デザイン、色彩及び表示方法等については、名古屋市との協議により決定します。法規制及び施設構造等により、表示可能な面積及び位置等が限られる場合があります。

キ 愛称及び該当広場の施設写真を広報等のために使用することができます。

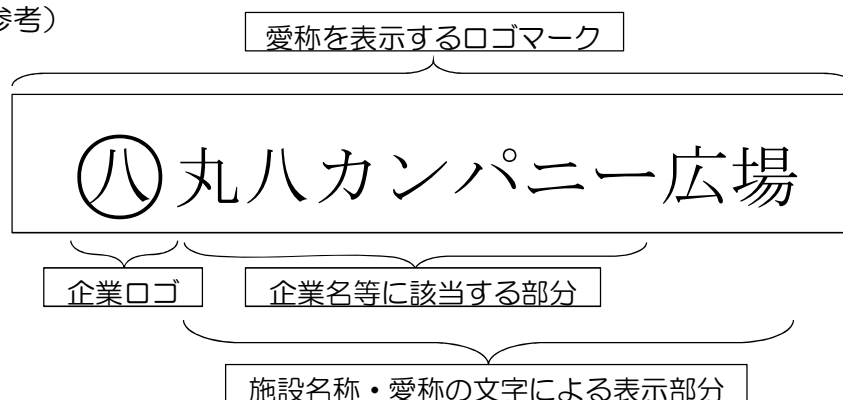
ク 施設名称・愛称の文字による表示部分の文字の一文字あたりの平均面積に対して、企業ロゴの面積は2倍程度までとすることとします。

（※面積の算定は、当該文字・ロゴマークに外接する整形な図形を想定し、その面積として算定します。）

ケ 施設名称・愛称の文字による表示部分は、企業名等に該当する部分以外の部分についても企業名等と同じあるいは類似した字体・色彩にすることとします。

コ 企業ロゴだけが独立した表示と見えないよう、施設名称・愛称の文字による表示部分と一体的な表示とすることとします。

(参考)



6 パートナーの資格

法人等が応募できます。ただし、以下の法人等は応募できません。

ア 政治的又は宗教的目的を主たる目的とする法人等

イ 住宅都市局広告掲載基準第2条第1号アからサまでのいずれかに該当する業種又は事業を営む法人等及び同条第2号アからエまでのいずれかに該当する法人等

ウ 契約締結までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者

(参考) 住宅都市局広告掲載基準第 2 条

(規制業種又は事業者)

第 2 次の各号に定める広告は掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当する事業の広告

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号)第 2 条に規定する風俗営業

イ 風俗営業類似の業種

ウ 消費者金融

エ たばこ

オ 法律の定めのない医療類似行為を行う施設

カ 占い、運勢判断に関するもの

キ 興信所・探偵事務所等

ク 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

ケ 規制対象となっていない業種においても、社会的悪影響を及ぼすおそれのある業種

コ 各種法令に違反しているもの

サ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(2) 次のいずれかに該当する事業者の広告

ア 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者

イ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者

ウ 暴力団関係事業者(暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。)

エ 法令に違反し、又は社会的な批判を受けている事業者

7 パートナーの提案方法等

(1) パートナーの提案方法

ア 提出書類

次の書類①～③に必要な事項を記入のうえ、書類④、⑤を添付して提出してください。

① 栄バスターミナル(噴水南のりば)跡地ネーミングライツ・パートナー提案書(様式10-1)

② ネーミングライツ・パートナーの概要(様式10-2)

③ ネーミングライツ・パートナーの役員等に関する調書(様式10-3)

④ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)

⑤ 印鑑登録証明書

※ 応募法人又は応募グループが応募する場合は書類②～⑤については省略可

イ 提出期間

平成31年1月11日（金）から平成31年1月16日（水）
午後5時30分まで（土日祝日を除く）

ウ 提出方法

持参

エ 提出先

名古屋市住宅都市局都心まちづくり課（西庁舎3階）
（〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）

(2) 留意点

ア 提案書は1者につき1案のみとします。

イ 提出期限後は提案書及び添付書類の変更は認めません。

ウ 提出された提案書及び添付書類は返却しません。

エ 提案書類の提出後、市から追加書類の提出を求めることがあります。

オ 提案にあたり必要な経費は、全額、パートナーの提案をする法人等の負担とします。

カ 提案書及び添付書類は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき公開することがあります。

8 選定方法等

(1) 評価

評価委員による事業の評価と併せてパートナーの評価を行い、最優秀提案者候補及び次点提案者候補を選定します。評価項目は次のとおりです。

項目
①提案金額
②愛称のふさわしさ
③経営の健全性等

(2) 市民等からの意見募集及び評価委員からの意見聴取

(1)を踏まえて、市が最優秀提案者を決定し、その事業者が提案した愛称の導入について名古屋市公式ウェブサイトを利用し、市民等からの意見募集を行います。また、公平性、透明性及び客観性を担保するため、評価委員から意見聴取します。

(3) パートナーの決定

評価委員からの意見を踏まえ、パートナーを決定します。決定した際には、パートナーとなった法人等に文書で通知するとともに、決定したパートナーについて市の公式ウェブサイトにおいて公表します。

なお、パートナーとならなかった場合でも最優秀提案者には暫定活用事業を実施していただきます。

9 契約の解除

契約当事者の事情により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。なお、パートナーの事情による契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とします。

また、暫定活用事業が中止された場合、自動的に市とパートナーの契約は解除となります。

栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地ネーミングライツ契約書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、別図に示す栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地暫定活用事業対象区域（以下「対象区域」という。）のネーミングライツについて、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の目的）

第 1 条 本契約は、対象区域のネーミングライツに関して、甲及び乙が相互に協力することにより、公園の魅力向上に寄与するとともに、乙の地域貢献に資することを目的とする。

（契約期間）

第 2 条 本契約の期間は、契約締結日から平成35年3月31日までとする。

（ネーミングライツの付与）

第 3 条 甲は、対象区域のネーミングライツを乙に付与するものとし、甲及び乙の協議により、次に掲げる愛称を使用するものとする。

愛称	〇〇〇〇〇〇
----	--------

（愛称の表示）

第 4 条 乙は、甲及び乙の協議により、対象区域内に愛称を付した看板等を設置することができる。

2 前項の規定により看板等を設置する場合は、都市公園法第5条第1項の公園施設の設置の許可を受けて行わなければならない。なお、この場合の許可使用料は免除する。

3 愛称の看板等の表示期間は、栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地暫定活用事業の施設（以下「施設」という。）の供用開始日から平成35年3月31日までとする。

4 愛称の看板等の表示場所、サイズ、デザイン、色彩及び表示方法等については、甲及び乙の協議により決定する。

5 愛称の看板等の制作、取付け、維持、管理及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。

6 前各項の規定により表示された看板等は、乙に帰属するものとする。

（ネーミングライツ料）

第 5 条 乙は、第3条の規定に基づくネーミングライツ料として、施設の供用開始日

から平成35年3月31日までの間、1年につき金〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税は別途）を甲に支払うものとする。ただし、初年度のネーミングライツ料は、月割で計算することとし、なお1月末満の端数があるときは1月として計算するが、その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額とする。

- 2 乙は、前項に定めるネーミングライツ料を、甲が発行する帳票により、次表の支払期限までに納付するものとする。

期 間	支 払 期 限
施設の供用開始日～平成32年3月31日	施設の供用開始日から30日以内
平成32年4月1日～平成33年3月31日	平成32年5月1日
平成33年4月1日～平成34年3月31日	平成33年4月30日
平成34年4月1日～平成35年3月31日	平成34年4月28日

- 3 乙が、前項に規定する日までにネーミングライツ料を納付しないときは、甲は、遅延日数に応じ、ネーミングライツ料に名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第33条第1項に規定する割合を乗じて得た額を延滞金として徴収する。

（愛称の変更）

第 6 条 乙は、愛称を変更しようとする場合は、あらかじめ甲と協議し、新たに使用する愛称及び変更の時期等について、甲の同意を得なければならない。

- 2 前項に定める変更に伴い要する一切の経費は、乙の負担とする。

（誘導表示等）

第 7 条 甲は、対象区域周辺の公共交通機関の誘導表示等への愛称の掲出について、当該誘導表示等の管理者に対して要請するよう努めるものとする。

- 2 前項に定める誘導表示等の具体的なサイズ、色彩及び掲出方法等については、当該誘導表示等に係る法令等の規制及び当該誘導表示等の管理者が定めるところに従い、別途甲及び乙の協議により決定する。

- 3 第1項に定める誘導表示等の制作、取付け及び撤去は、甲及び当該誘導表示等の管理者との協議により、乙の負担により行うものとする。

（愛称の使用促進）

第 8 条 甲は、対象区域で行われるイベントの主催者、対象区域の利用者、報道機関その他の者に対して、愛称の使用について協力が得られるよう努めるものとする。

- 2 甲は、市の広報等において対象区域を表示するときは、愛称を使用するよう努めるものとする。

(ネーミングライツ・パートナー)

第9条 乙は、甲のネーミングライツ・パートナーを呼称することができる。

2 乙は、愛称及び対象区域の施設写真を広報等のために無償で使用するすることができる。

(本契約の期間満了)

第10条 本契約は、第2条に定める期間の末日をもって終了する。

2 前項の規定に基づき、乙は、本契約に係る一切の看板等その他の物件を乙の費用負担により平成35年3月31日までに撤去して原状に回復するものとする。

3 甲の指示による場合その他乙の責に帰しないと認められる場合を除き、乙が第2条に定める期間の末日までに前項に定める原状回復を完了しない場合は、甲は乙に対して、第5条第2項で定める年額のネーミングライツ料に12分の1を乗じた額に、超過した期間の月数(1か月に満たない期間は1か月とみなす。)を乗じた金額を請求することができるものとする。この場合において、乙は甲の指定する日までに甲の請求する金額を支払わなければならない。

(知的財産権の無償使用)

第11条 乙が、愛称に関して知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する権利をいう。)を取得した場合においては、乙は、甲がこれ無償で使用することを認める。

2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲及び乙の協議により別途定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除権)

第13条 甲又は乙のいずれかが、正当な理由なく本契約に定める義務を履行しないときは、その相手方は本契約を解除することができる。

2 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為として本契約の継続が困難な状況が発生したと甲が判断したときは、甲は本契約を解除することができる。

3 栄バスターミナル(噴水南のりば)跡地暫定活用事業が中止されたときは、本契

約は自動的に解除される。

4 第1項又は第2項に定める契約解除を甲が行ったときは、乙は当該解除の日を含む契約年度に係る契約金額の返還を請求することができない。

5 前項の場合にあっては、第10条第2項の規定を準用する。

6 甲は、乙の責めに帰さない事由により契約を解除したときは、納入済みのネーミングライツ料を乙に返還するものとする。

7 前項に規定するネーミングライツ料の返還については、納入されたネーミングライツ料から契約解除を行うまでの期間分のネーミングライツ料を差し引いて返還するものとする。この場合において、当該期間に1月末満の端数があるときは1月として計算するが、その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額とする。

（有益費の放棄）

第14条 本契約が終了したとき（甲が前条第1項及び第2項に定める解除権を行使したときを含む。）は、乙は乙の支出した有益費及び必要経費等があってもこれを甲に請求することはできない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第15条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に対する違反があった場合には、甲は第13条第1項に基づき契約を解除できる。

（疑義に関する協議）

第16条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

（裁判管轄）

第17条 本契約に関して紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年 月 日

(甲)

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長

河村 たかし

(乙)

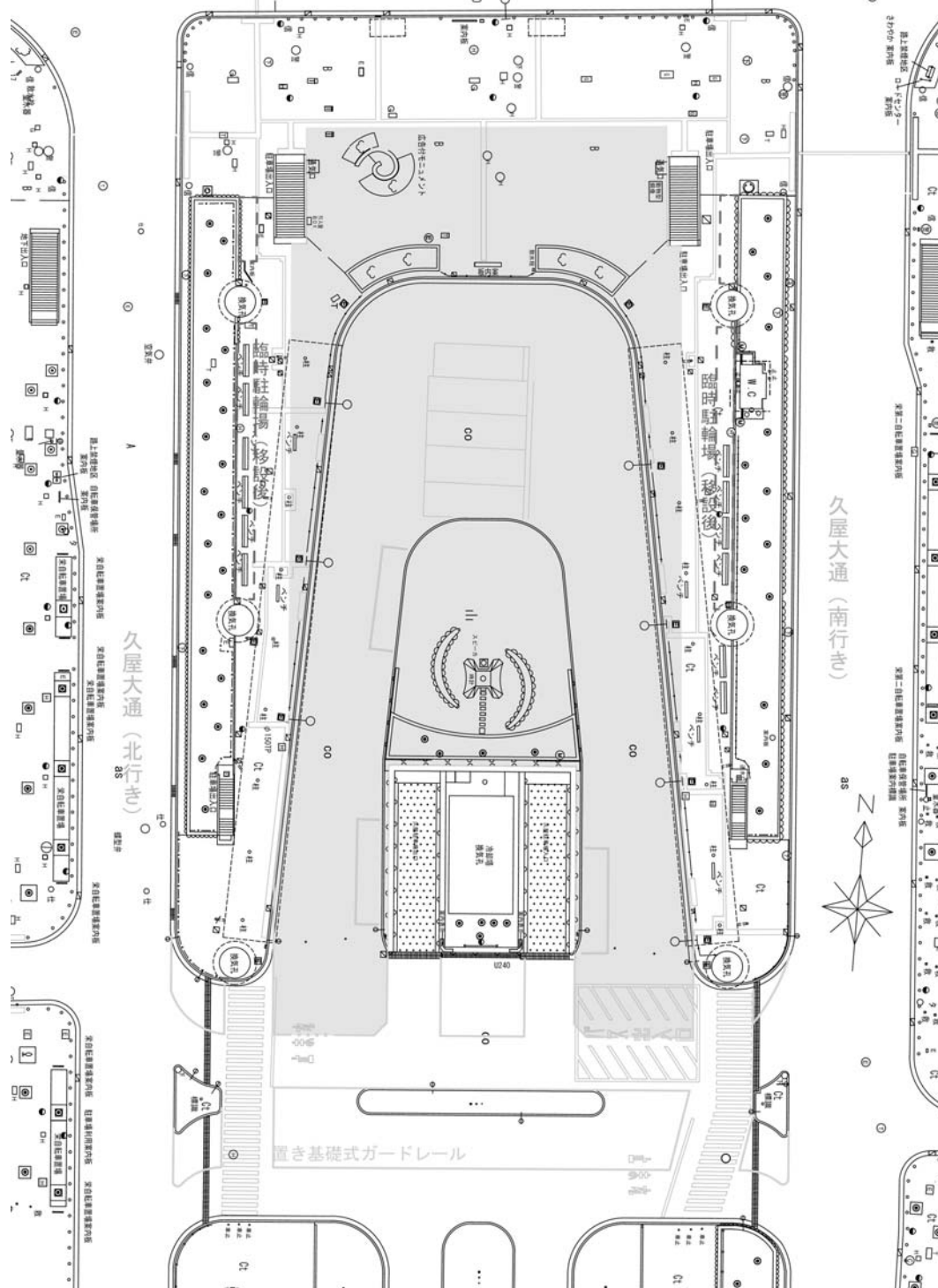
名古屋市〇〇区〇〇一丁目

〇〇〇〇

〇〇〇〇

〇〇〇〇

■ 栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地暫定活用対象区域
（名古屋市中区栄三丁目）



栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地 暫定活用事業提案に関する基本協定書（案）

栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地 暫定活用事業提案（以下「本事業」という。）に関し、名古屋市（以下「甲」という。）と事業予定者である代表法人「〇〇」、並びに構成員「〇〇」及び「〇〇」（以下総称して「乙」という。）とは、以下のとおり、本事業に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定において用いる用語の定義は、「栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地 暫定活用事業提案 募集要項」（以下「募集要項」という。）に定められたとおりとする。

（趣旨）

第1条 本協定では、甲及び乙が、「実施協定」を締結し、本事業が円滑に実施できるよう、甲及び乙の義務並びに諸手続を定める。

（甲及び乙の義務並びに諸手続）

第2条 甲及び乙は、本協定の定めを信義に従い、誠実に履行しなければならない。

2 乙は募集要項及び提案書を遵守するものとする。募集要項と提案書の間に齟齬があると甲が判断した場合は、募集要項の内容が優先する。ただし、提案書の内容が募集要項で示された水準以上の内容であると甲が認めた場合は、この限りでない。

（代表法人等の責務）

第3条 本協定締結後、代表法人が応募グループから離脱した際は、乙は事業予定者の地位を失うものとする。

2 本協定締結後、構成員の一が応募グループから離脱した際は、代表法人は、この離脱に関わらず事業を継続して実施する責任を負うものとする。

3 本協定締結後、構成員の一が応募グループから離脱したことによって甲に損害が発生した際は、代表法人は、この損害のすべてを甲に対して賠償しなければならない。

4 本協定締結後、ネーミングライツ・パートナーとの契約が解除された際は、応募法人又は応募グループの代表法人は、適切な対策を講じるものとする。

（実施協定）

第4条 甲及び乙は本事業の実施に向けての協議を経て、「実施協定」を締結するものとする。

（実施協定不調の場合における処理）

第5条 甲及び乙のいずれの責めにも帰すことができない事由により、前条に規定する実施協定の締結に至らなかった場合において、甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は、各自の負担とし、相手方にその費用を請求することができない。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は本事業に関する事項について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと、及び本協定の履行の目的以外には使用しないものとする。ただし、法令の規定に基づき開示が要求される場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、及び甲が名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。

（本協定の変更）

第7条 本協定の変更は、甲及び乙の書面による合意により行うものとする。

（本協定の有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から実施協定締結の日までとする。ただし、実施協定を締結するまでの間において、実施協定の締結に至る可能性がないと甲が判断してこれを乙に通知した場合、または乙が本事業の事業予定者を辞退した場合は、本協定の有効期間は、当該通知した日、または、辞退した日をもって終了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条、第6条及び第9条の規定の効力は、本協定の有効期間の終了後においても存続する。

（協議等）

第9条 本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第10条 本協定は、日本国の法令にしたがって解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は、名古屋地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書を○通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙が各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
氏 名 名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙

(代表法人)

住 所

氏 名

(構成員)

住 所

氏 名

(構成員)

住 所

氏 名

(構成員)

住 所

氏 名

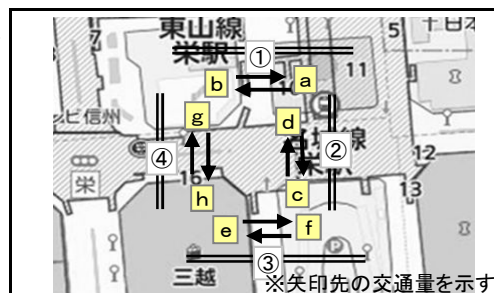
栄バスターミナル（噴水南のりば）周辺における歩行者交通量

交差点歩行者交通量集計表／総括

調査地点：26. 広小路久屋西交差点

調査日時：平成28年2月21日（日）7～19時

天候：晴れ



※表中の数値は、歩行者と自転車の合計人数を表す。

※“網掛箇所”は、合計の最大値を示す。

60分集計		断面①			断面②			断面③			断面④			合計
時間帯	方向	a	b	小計	c	d	小計	e	f	小計	g	h	小計	
7:00 ~ 8:00		28	27	55	35	23	58	67	40	107	16	32	48	268
8:00 ~ 9:00		35	48	83	31	15	46	90	76	166	36	127	163	458
9:00 ~ 10:00		60	113	173	89	52	141	283	75	358	104	372	476	1,148
10:00 ~ 11:00		111	227	338	236	136	372	479	190	669	147	563	710	2,089
11:00 ~ 12:00		174	266	440	331	153	484	394	215	609	233	673	906	2,439
12:00 ~ 13:00		275	254	529	391	218	609	581	507	1,088	361	674	1,035	3,261
13:00 ~ 14:00		232	306	538	283	233	516	773	619	1,392	439	751	1,190	3,636
14:00 ~ 15:00		230	269	499	294	220	514	883	808	1,691	501	796	1,297	4,001
15:00 ~ 16:00		291	279	570	195	239	434	733	880	1,613	723	842	1,565	4,182
16:00 ~ 17:00		240	186	426	162	172	334	392	403	795	469	467	936	2,491
17:00 ~ 18:00		259	214	473	91	125	216	309	357	666	397	367	764	2,119
18:00 ~ 19:00		158	121	279	76	110	186	352	363	715	319	263	582	1,762
合計		2,093	2,310	4,403	2,214	1,696	3,910	5,336	4,533	9,869	3,745	5,927	9,672	27,854

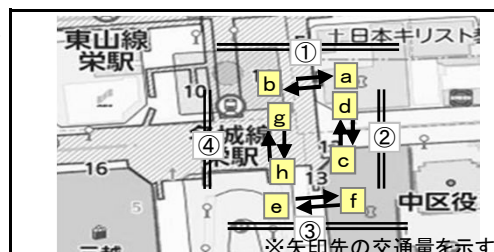
栄バスターミナル（噴水南のりば）周辺における歩行者交通量

交差点歩行者交通量集計表／総括

調査地点：27. 広小路久屋東交差点

調査日時：平成28年2月21日（日）7～19時

天候：晴れ



※表中の数値は、歩行者と自転車の合計人数を表す。

※“網掛箇所”は、合計の最大値を示す。

60分集計		断面①			断面②			断面③			断面④			合計
時間帯	方向	a	b	小計	c	d	小計	e	f	小計	g	h	小計	
7:00 ~ 8:00		28	24	52	63	28	91	68	45	113	10	23	33	289
8:00 ~ 9:00		28	54	82	76	50	126	106	92	198	18	26	44	450
9:00 ~ 10:00		53	102	155	198	102	300	267	175	442	13	69	82	979
10:00 ~ 11:00		103	173	276	226	138	364	523	314	837	52	127	179	1,656
11:00 ~ 12:00		123	213	336	240	193	433	379	260	639	68	170	238	1,646
12:00 ~ 13:00		207	215	422	339	201	540	389	437	826	99	205	304	2,092
13:00 ~ 14:00		216	289	505	327	300	627	471	497	968	142	225	367	2,467
14:00 ~ 15:00		207	264	471	232	276	508	441	468	909	199	180	379	2,267
15:00 ~ 16:00		240	199	439	240	276	516	424	471	895	151	180	331	2,181
16:00 ~ 17:00		203	190	393	177	190	367	416	423	839	118	100	218	1,817
17:00 ~ 18:00		181	157	338	247	199	446	333	470	803	79	80	159	1,746
18:00 ~ 19:00		152	112	264	213	212	425	366	426	792	81	59	140	1,621
合計		1,741	1,992	3,733	2,578	2,165	4,743	4,183	4,078	8,261	1,030	1,444	2,474	19,211